

平成26年小布施町議会平成27年3月会議会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成27年3月2日(月) 午前10時開会

開 会

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定について
- 日程第 3 議案第 76号 小布施町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第 77号 小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第 5 議案第 78号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例について
- 日程第 6 議案第 79号 小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第 7 議案第 80号 小布施町役場組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 8 議案第 81号 小布施町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 82号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 84号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 85号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 3 議案第 8 6 号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 8 7 号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 8 8 号 小布施町立栗ガ丘幼稚園管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 小布施町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 9 0 号 小布施町立保育園附属エンゼルランドセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 9 2 号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 9 3 号 小布施町シルバーホン使用料等給付金支給条例を廃止する条例について
- 日程第 2 1 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 2 予算特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度小布施町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 9 5 号 平成 2 7 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 9 6 号 平成 2 7 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 9 7 号 平成 2 7 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 9 8 号 平成 2 7 年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 1 0 2 号 平成 2 6 年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 3 2 議案第 1 0 3 号 平成 2 6 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 3 議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 3 4 議案第 1 0 5 号 平成 2 6 年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 5 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について

日程第36 議案第107号 平成26年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第37 議案第108号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第38 発委第13号 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第39 発委第14号 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第40 政策立案常任委員長報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	原 勝 巳 君	2番	小 林 一 広 君
3番	渡 辺 高 君	4番	小 西 和 実 君
5番	小 林 茂 君	6番	富 岡 信 男 君
7番	山 岸 裕 始 君	8番	川 上 健 一 君
9番	大 島 孝 司 君	10番	小 渕 晃 君
11番	関 谷 明 生 君	12番	渡 辺 建 次 君
13番	関 悦 子 君	14番	小 林 正 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久 保 田 隆 生 君
健康福祉部門 総括参事	竹 内 節 夫 君	健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君
地域創生部門 総括参事	八 代 良 一 君	地域創生部門 グループリーダー	畔 上 敏 春 君
行政経営部門 総括参事	田 中 助 一 君	行政経営部門 グループリーダー	山 崎 博 雄 君
教育委員長	中 島 聰 君	教 育 長	竹 内 隆 君
教 育 部 門 総 括 参 事	池 田 清 人 君	教 育 部 門 推 進 幹	富 岡 広 記 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（関谷明生君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成26年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、平成27年3月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（関谷明生君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

市村町長、登壇願います。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

本日は早朝から停電で、町民の皆さん、また議員各位に大変ご迷惑をおかけ申し上げました。この場をかりておわびを申し上げます。また、そのために大変議場が寒くなっております。お風邪など召されませんようお願いを申し上げます。

それでは、平成27年小布施町議会3月会議に当たり、一言挨拶を申し上げます。

この冬は昨年12月より2月中旬まで断続的に降雪がありました。ここ1週間ほどは穏やかな日が続き、急速に雪解けが始まっておりますが、冬期間の交通確保のため除雪を5回行いました。特に、2月は降雪が多く、除雪のおくれやざくつき等で町民の皆さんには大変ご不便をおかけいたしました。改めておわびを申し上げるところでございます。

本年度の除雪体制は、町内に本社がある会社が2社、町内に営業所がある会社が2社、町外に本社がある会社が11社で、合計15社の方々に大小合わせて26台の除雪車で除雪を行っております。町民の皆さんからの除雪要望を多くいただいております。今後とも除雪にご協力をお願いできるよう、企業の皆さんにお願いをしております。また、除雪のため補正予算も計上させていただきました。もうすぐ春を迎えようとする中ではありますが、万が一に備える

ためであり、ご理解のほどをお願い申し上げます。

国の平成27年度の一般会計予算案は、社会保障費と国債費の増大などにより、総額96兆3,420億円で、過去最大の予算規模となっております。税収は54兆5,250億円、公債費は36兆8,630億円となっており、緊急経済対策による景気の好循環と消費税を増税した影響から税収は前年度より9%増加し、7年ぶりとなる高い水準で、公債金は6年ぶりに30兆円台とする低い水準に抑えています。

内閣は地方創生を最重要課題の一つと位置づけ、地方創生に必要な経費1兆円を計上いたしました。平成26年度補正予算としても、地域の住民生活と緊急支援のための交付金として総額4,200億円、内訳では地域消費生活支援型として2,500億円、地方創生先行型として1,700億円計上しております。当町にも交付上限の総額として4,568万4,000円が交付される予定であります。

一方、地方交付税の総額は、前年度比0.8%、1,307億円の減で、16兆7,548億円であります。臨時財政対策債の発行可能額も、前年度比1兆702億円減額し、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて約1兆2,000億円削減となりました。景気回復と消費税増税に伴う地方税が約2兆5,000億円増額するため、地方の歳入は実質増加し、臨時財政対策債に頼らず一般財源を確保できたことで、質も改善したとする説明であります。臨時財政対策債により地方の財源を確保する方法から改善できたことは一定の評価をいたしますが、景気回復の実感の薄い地方にとって地方交付税の減額は大きな問題であり、地方交付税の総額を確保した上で、地方にも確かな景気回復を実感できる経済対策をとっていただけるよう期待するものであります。

平成27年度の主要な施策について申し上げます。

昨年、町制施行60周年を迎え、今までのまちづくりを振り返り、この先10年、20年の計をはかってまいりたいと申し上げました。町政懇談会等でいただいたご意見をもとに、新たな決意をもって61年目の小布施町の運営に当たらせていただきます。

人口の減少を食い止め、若い世代の移住、定住を促進し、人口に占める若い世代の構成比率を高める定住の促進と、産業、特に農業の振興の2つに注力することに引き続き取り組んでまいります。

昨年の町政懇談会や各種の会合で、地域の皆さんの定住にかける思いが強くなってきたと感じております。既に矢島や横町の皆さんにお声がけをさせていただき、人と人が集まって話のできる場づくりをしたいなどの地域の未来づくりにかける思いをお聞かせいただい

おります。また、町政懇談会でも、松の実自治会からは、空き家の情報を出すので、空き家バンクをつくってほしいといったありがたいご提案もいただいております。これらのご意見を丁寧に酌み取り、地域の未来づくりを進め、定住促進につなげてまいりたいと思います。

また、この先10年、20年の計となる考えや決意を固める上で、国の地方創生の動きに合わせ、人口ビジョンや地方版総合戦略とともに後期基本計画を策定してまいります。地方の豊かさを高らかにうたい、その可能性を信じ、これからのまちづくりを町民の皆さんと一体となって考え、実践してまいります。

慶應SDMを中心に、地域おこし協力隊の若い皆さんの力を得て、町民の皆さんとともに若者会議や地域の未来づくりを進め、定住促進のさらなる強化を図ります。

農業の振興にも重点的に取り組んでまいります。国策としての農業を取り巻く環境も変わろうとしております。農業従事者の高齢化と担い手不足、遊休荒廃地の増加、ライフスタイルの多様化、経済社会のグローバル化など、さまざまな課題を抱える中、政府は農協改革等の大規模な農業の抜本改革を行う予定にしております。当町においては、農家、農業委員の皆さんのご努力により、ここ数年は遊休農地の増加も抑制され、新しい担い手として新規就農者が育っています。平成27年度は、これらの動きをさらに加速し、小布施町の強みを最大限に生かしながら、持続可能でたくましい農業へと展開していくための施策を実施してまいります。

平成23年度から重点的に取り組んできた新規就農者支援は、国の青年就農給付金を活用して新規就農、独立された方がこの春で10名となります。それぞれの皆さんは農業の楽しさあるいは厳しさを日々体感し、学びながら、精力的に農業に取り組まれております。研修生は4月から新たに2名をお迎えします。そうした皆さんを支援し、また新たに当町においていただき農業に従事していただく方をふやしていくため、新年度は国の給付金に加えて、既に行っている住居費支援をこれまでより増額し、3分の2の補助、上限月額4万円まで支援してまいります。また、経営開始後5年間は農業用倉庫を町で用意するとともに、農地の賃借料の支援もしてまいります。さらに、須坂市、高山村と連携して農業体験プログラムの充実を進め、小布施町で農業に取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

農業委員会については、現在、公選制から任命制への移行など、抜本的制度改革が議論されております。5月からの新農業委員の皆さんは現行の制度での活動となりますが、地域の相談役、また代表として、その役割はますます大きくなっており、その活躍をご期待するものであります。

昨年末の農地パトロールの調査結果では、遊休農地は前年に比べ0.3ヘクタール減少しております。法定化され4月から公開される農地台帳、さらに農地バンク、国の農地中間管理機構を通じて、人と農地の集約化をさらに推進してまいります。

小布施町振興公社を中心に新興果樹と付加価値型農業を推進してきた小布施ブランド戦略事業については、新宿高野がことし創業130年を迎えることから、小布施フェア等のコラボ事業をさらに充実し、首都圏における町産物の情報発信を図ってまいります。さらに、マヨネーズで有名なキューピー株式会社との連携も加えつつあります。

振興公社は町の広告塔としての役割を担いつつ、自立操業を目指し改革を進めてまいります。現在行っている台湾や香港などへの農産物輸出などについても、JA等と連携をして、さらに広く東南アジアへ視野を広げ、展開をしてまいります。

次に、商工業交流についてであります。

先ごろ発表された2014年10月から12月期の国内総生産の速報値は、年率換算で2.2%増となり、昨年4月の消費増税後初のプラス成長となりました。落ち込んでいた個人消費が上向きつつありますが、依然として地方は景気の回復感に乏しいのが実情であります。そうした中、政府は地方創生に向けた新たな交付金を含む大型補正予算を組みました。町ではこの交付金を活用し、平成21年度に続きプレミアム商品券の発行により、消費喚起を商工会と連携して進めてまいります。

この14日には北陸新幹線が金沢まで延伸し、4月5日からは7年に一度の善光寺御開帳が始まります。御開帳前日には増床、改築を行ってきた北斎館がリニューアルオープンいたします。この機会に観光協会等と連携し広く町の情報発信を行うとともに、町においていただく皆さんをおもてなしの心でお迎えをいたします。善光寺御開帳期間中はおぶせロマン号を毎日運行するほか、善光寺と町を結ぶシャトルバスも運行し、利便性を向上させて、町のにぎわいにつなげてまいります。

平成22年度から3カ年実施をしましたリフォーム補助金の補助金総額は1億1,900万円ほどで、650人ほどの皆さんにご利用いただきました。今回は、国の地方創生に向けた地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源として活用できる見込みとなったところから、補正予算を計上させていただき、町民の皆さんが安心して暮らせる住環境の向上と地域経済対策として実施してまいります。

国道403号の整備計画は、道路管理者の長野県須坂建設事務所で現況測量、実施設計等の作業を現在実施しており、間もなく計画案が示される予定となっております。町や国道403

号デザイン会議等で調整を行い、計画策定を行います。その後、沿線住民の皆さん、関係の皆さんにご説明を申し上げ、ご理解をいただく中で事業を進めてまいります。小布施らしい道が実現できるよう、町民の皆さんのご協力をお願いするところでございます。

東京理科大学・小布施町まちづくり研究所は、本年3月で協定期間が終わりますが、研究所開設当時から携わってきていただいた国道403号の整備が具体的に動き出すことから、もう1年ご協力をいただくようお願いすることといたしました。国道403号整備デザイン、町の景観形成への提言、小・中学校のワークショップなどを行っていただきます。

生活幹線道路の舗装修繕事業や橋梁補修事業、道路改良事業や町内水路の改良事業は、地元要望も重視し、計画的に整備してまいります。特に、最近のゲリラ豪雨に対応するため、町の下流部の北部水路、矢島水路及び中条水路の改修をしてまいります。

下水道の各家庭へのつなぎ込みなど水洗化率は、平成27年1月現在で公共下水道と農業集落排水の合計で95.1%となっております。未接続の家庭約190戸の皆さんには引き続き接続いただきますよう働きかけを行ってまいります。

平成25年度から実施しております集落排水事業の機能強化工事につきましては、北部、雁中の処理場とも平成27年度完了の予定であります。また、現在取り組んでおります集落排水事業特別会計の企業会計化への移行は、平成29年度当初を目標に進めてまいります。

水道事業につきましては、収益的収支では純利益が見込め、今後も安定した財政運営となる見通しであります。水道施設の整備につきましては、安全で安定した水道水の供給のため、老朽配水管の布設がえを引き続き計画的に進めてまいります。

数年前から検討をしてきております配水池の整備につきましては、基金も整ってまいりました新年度において、学識経験者、議会代表の皆さん、住民代表の皆さんに審査委員をお願いし、プロポーザル方式で整備方法や事業者を選定、決定してまいりたいと考えております。その後、住民懇談会等で町民の皆さんにご説明をし、ご理解をいただきながら平成28年度着手を目指してまいります。

第6期介護保険計画につきましては、昨年5月に懇話会を設置し、1月まで7回にわたる会議を開催していただき、先ごろ計画案として取りまとめを行いました。現在、町民の皆さんのご意見もいただくよう、パブリックコメントを実施しております。

超高齢社会にあって、医療給付や介護給付は増加し続け、これに見合う歳入の確保は困難に直面していることから、持続可能な社会保障制度として改革をしていくことが急務となっております。当町においては、まずは医療や介護が必要にならない健康な心と体づくりを積

極的に進めてまいります。また、介護が必要になった場合も、介護保険サービスのみならず地域にある人や物など多様な資源を活用させていただくことで、給付費の抑制につなげ、高齢になってもその人らしく暮らせる環境づくりを目指してまいります。

また、今年度は、町障がい者福祉計画のうち生活支援における実施計画の意味合いを持つ障がい福祉計画についても見直しを進めてまいりました。有識者や関係する皆さんによる計画策定懇話会を設置し、討議を重ね、近く計画素案をお示しする予定であります。計画策定に当たり、障がい福祉サービスを受けられる皆さんなどを対象にアンケートを行わせていただきました。この結果からは、相談窓口や活動場所の不足などが指摘されております。こうした課題については、対処できるものから解決し、障がいのある皆さんが安心してお暮らしいただける地域社会づくりにつなげてまいります。

新生病院に勤務される小児科医師が近く退職されることになりました。これにより、特に小さなお子さんのおられるご家庭にあっては、急な発症などに緊急に対応いただけなくなるのが心配されるところであります。現在、病院ではあらゆるチャンネルを使い後任の医師確保に向け努力をされており、町に対しても必要な支援を求められております。もちろん、町としましても、町民の皆さんの安心・安全確保の上からも積極的にご支援を申し上げたいと考えているところであります。

国民健康保険財政につきまして、今年度は当初予算を上回る医療給付費の伸びが生じ、昨年11月会議で5,500万円の財政調整基金から繰入補正を行わせていただきました。新年度予算編成に当たっても6,300万円の繰り入れを行う予定であり、先ごろ国保運営協議会への説明を行っております。これにより、国保基金残高が5,000万円ほどとなり、このペースで進みますと、平成28年度には基金残高がなくなることが予想されます。

国では、国保運営の都道府県一本化を平成30年度を目安に行うとしております。このため、今後の動向を見定めながら、安定的な運営に向け必要な措置を図ってまいりたいと考えております。

夜間における通行の安全確保や防犯を目的に、各自治会から求められている場所への生活灯設置を行っております。この生活灯に係る電気料については、各自治会にご負担をいただいているところですが、この負担軽減を図るよう自治会から要望が上がっております。対処のため、平成24年度以降、新たに設置または修繕の際には、これまでの蛍光灯をやめ、LED灯に切りかえを行ってまいりました。新年度においてはこの切りかえを加速させるために順次計画的に灯具の交換を行うことについて、過日の自治会長会議でご説明を申し上げ、ご

了承を得たところであります。全ての生活灯をLED化することで、わずかながらでも自治会負担の軽減につなげられるように取り組んでまいります。

古紙や段ボールなど資源物回収につきましては、各自治会における資源物回収を原則とし、自治会での回収を補完する目的で毎月第2日曜日に全町を対象とした回収を実施してきております。

近年、自治会回収量が減少する反面、日曜回収量が増加しています。このことから、日曜回収場所での混雑や付近の交通渋滞が長時間にわたるなど、近隣の皆さんへの迷惑が生じております。こうした事態の解消と自治会回収の推進については、環境美化協議会においてもこれを行うよう求められております。つきましては、新年度より日曜日回収時間をこれまでの3時間から2時間に短縮させていただくこととさせていただきます。分別の徹底や回収コスト削減に向けても、自治会での回収をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いしてまいるところでございます。

4月からは新教育長制度などの教育改革が始まります。町長が招集する総合教育会議では、お一人お一人のお子さんを乳幼児のころから中学生まで一貫してきめ細かく見詰めさせていただき、障がいのあるお子さんのケア、積極的に勉強に励みたいお子さんのサポートなどを進めることを新しい教育の大綱の中に盛り込むとともに、町民の皆さんとともに新たな一貫教育のあり方を考え、創造してまいります。

さまざまな活動を通して子供同士、親同士の交流を深め合い、子育てを支援、応援する施設であるエンゼルランドセンターは、新たな施設に改修され、広い駐車場を完備して、この春に完成いたします。多くの皆さんにご活用をいただくとともに、保護者の皆さんのご意見をお聞きし、一緒に考え、よりよい子育て環境の充実を図ります。

就学前の教育・保育に関するさまざまなご要望に幅広く対応をするため、栗ガ丘幼稚園を認定こども園に移行してまいります。給食室と未満児保育室の増築を行い、3歳未満児の受け入れ枠の拡大を図り、働くお母さん方を応援してまいります。

幼保小中一貫教育事業では、引き続ききめ細やかな地域の特性を生かした特色ある一貫教育を推進するべく、学習のつまずき解消や学習意欲の向上を図る学力向上支援事業や学習塾と連携した学習支援セミナーを行ってまいります。学校と保護者の皆さんや地域の皆さんが目標を共有し、知恵を出し合い、協働しながら子供の成長を支えていくコミュニティスクールの仕組みづくりを、多くの皆さんのご意見をお聞きして検討してまいります。

小学校に引き続き、中学校にエアコンを設置いたします。これにより、熱中症予防と健康

面の配慮をしながら、集中して学習ができる環境の整備を行ってまいります。

将来を担う中学生が広く社会に関心を持てるように、大学生や社会人、地域の皆さんとの交流を軸に、多様な選択肢の中からもみずからの未来を探る場としてセミナーやワークショップを2泊3日で行うグローバル体験合宿を開催いたします。H-LABサマースクールの一環であります。

児童の放課後の居場所である放課後児童クラブは、加配体制を充実し、サポートが必要なお子さんも安心して参加できるようにしてまいります。また、職員研修等の実施により、支援に携わる職員や指導員の専門性の向上にも努めてまいります。

子ども教室では、昨日から5泊6日の日程で上松川コミュニティセンターを会場に通学合宿を実施しております。これは、一定の期間、異年齢の子供たちが衣食住をともにして、自主性や協調性、感謝の心などを育てるものであります。新年度以降、地域ごとに開催されることを視野に取り組んでまいります。

生涯学習は、地域で活躍している方を講師としてお願いし、町内の史跡や古文書などの文化財のほか、産業や景観などについてもフィールドワークを実施するなど工夫を凝らし、地域の課題や地域への理解を深める講座を開設してまいります。また、生涯学習の重要な要点として世代間交流がございます。この世代間交流もこの町においては積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

町文化協会が設立70周年を迎えます。これは、戦後の歩みと年を同じくするものであり、敗戦の混沌から一刻も早く脱し、郷土の明るさと文化の高揚を目指した町民の皆さんの営みでもありました。記念行事等、町も協力して大勢の町民の皆さんにご参加いただけるよう計画してまいります。また、新たな小布施町の文化についても考える年にしてまいりたいと思います。

文化芸術活動の振興につきまして、巴錦保存会は設立20周年を記念し、冊子を発行される予定にしております。昨年は金沢新幹線開通記念としまして、巴錦の里帰り事業による金沢市との交流事業が実施されました。ことしも文化交流の取り組みが継続されますように、保存会の皆さんの活動をご支援してまいります。

町制60周年記念事業で開催をいたしましたおぶせ能公演は、大勢の皆さんのご協力やご参加により盛会に開催することができました。第2回おぶせ能公演が開催できるよう、これも町でも支援をしてまいります。

町並み修景事業の中心施設である高井鴻山記念館は、開館から30年以上経過する中で、高

井鴻山の史料や脩然楼の研究を進めてまいりました。これらの研究成果を踏まえ、生きた歴史の学びの場として訪れる皆さんに安心してご見学をいただくため、また歴史的建造物として後世へ引き継ぐため、耐震改修に向けての調査、設計を本格的に行います。

また、町ゆかりの貴重な資料を展示している歴史民俗資料館では、寄贈、寄託いただきました膨大な資料の台帳整備を進めます。春秋の企画展では、子供が楽しめる昔の遊び体験や小布施町の農機具や民俗資料の展示内容の充実を努めてまいります。

次に、スポーツによる健康づくりは、スポーツ推進員の皆さんのご協力のもと、魅力あるスポーツの企画立案、ニュースポーツ教室での指導など、スポーツの楽しさを多くの町民の皆さんに伝えてまいります。若い皆さんを中心に町内にも普及が図られ、競技する方がふえているスラックラインは、全国大会が昨年引き続き小布施町で開催される予定であります。

小布施スポーツ少年団の女子バレーボールチームが昨年2度目の全国大会優勝を手にし、また大島出身の競歩選手の荒井広宙さんが、ことし8月に北京で開催される世界陸上選手権50キロでの出場が内定をしております。そのほかにも活躍が楽しみな選手が育ってきております。競技スポーツについても、町スポーツ推進員、町体育協会や総合型地域スポーツクラブおぶせを初め、ご関係の皆さんからご意見やご提言をいただきながら、一層の振興に努めてまいります。

まちとしょテラソは、町外からの利用者も多く、1日平均では400人近い皆さんにご利用をいただいております。新年度は、創造と交流を楽しむ文化の拠点という運営理念に沿い、工夫を凝らした企画運営と他の教育施設との連携による取り組みを行います。小・中学校へのかかわりを深め、学校図書館とも連携に心がけ、児童・生徒の学力向上についても支援を図ってまいります。今まで以上に多くの町民の皆さんに足をお運びいただける沙龙的な雰囲気と本を中心とした学びの場としての両立を図ってまいります。

人権政策・教育の推進は、ことしは第67回全国人権・同和教育研究大会が初めて長野県で開催されます。全国から約1万人の皆さんの参集のもと、長野市のホワイトリングを主会場に、町内でも11月21日と翌22日の両日にわたり数百人規模の分科会が小布施中学校鳳凰アリーナを会場に開催される運びとなりました。同和・人権教育では、町民の皆さんお一人お一人が人権感覚を身につけ、差別のない町を築くため、多様な人権学習講座を企画し、区民人権学習会を全地区で開催するように進めてまいります。

次に、本会議に上程いたします議案について申し上げます。

提案いたします議案は、新設条例4件、一部改正条例13件、廃止条例1件、平成27年度一般会計及び特別会計予算8件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算6件、長野県公平委員会の規約の変更1件の計33件であります。

最初に、条例案について概略を説明いたします。

小布施町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長制度となります。一般職であった教育長が特別職となりますが、新教育長に職務専念義務が課せられ、一般職と同様、条例により職務専念義務の特例を定めることができるため、新たに制定するものであります。なお、改正法の施行後であっても、旧教育長はその任期中は従前どおり在職となるため、この条例を適用しない旨の経過措置を設けるものでもあります。

小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例は、平成27年4月の子ども・子育て支援制度の創設により、保護者の所得の状況等に応じ国が定める基準を上限として、幼稚園や保育園などの利用者負担額を一本化した条例で定めるものであります。

小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例は、第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令によって定められていた地域包括支援センターを包括的支援事業を実施するための基本方針及び職員に関する基準について条例で定めるものであります。

小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令によって定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営などに関する基準について条例で定めるものであります。

小布施町役場組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例は、組織機構改革に伴い、部門名を課に変更した改正を行うもので、小布施町行政改革推進委員会設置条例、小布施町予防接種健康被害調査委員会条例、小布施町水道事業の設置等に関する条例の改正を行うものであります。

小布施町行政手続条例の一部を改正する条例は、行政不服審査法関連3法改正の一環として行政手続法が改正されたことに伴い、行政手続条例の規定も同様の改正を行うものであります。

小布施町職員定数条例の一部を改正する条例は、一般職の常勤の職員につき定数を定める

もので、その定数の対象から教育長と臨時職員は除外されるように条例で規定しておりましたが、新教育長制度により教育長が一般職から特別職となるため、定数条例の適用除外について規定する必要がなくなり、当該規定を削除するものであります。なお、旧教育長の在職に関する経過措置を設けております。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、特別職報酬審議会の答申を受けて、政策立案常任委員長と議会広報常任委員長の報酬について他の常任委員長と同額とするものであります。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、特別職報酬審議会の答申を受けて、代表監査委員の月額報酬を増額するものであります。また、新教育長制度に伴い、教育委員長の報酬の規定を削除するとともに、地域おこし協力隊を想定したその他の特別職の職員を加える改正を行うものであります。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告等に基づき、国家公務員の給料引き下げと同水準の2%の引き下げを行うものであります。

小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告等に基づき、給与制度の地域間、世代間の給与配分の見直しなどの総合的見直しを実施するため、給料額を平均で0.9%程度引き下るなどの改正を行うものであります。また、給料が減額となる職員について、その差額分を給料として支給する経過措置を設けるほか、組織機構改革に伴い、表中の参事等の字句を改正するものであります。

小布施町手数料条例の一部を改正する条例は、農地法の改正に伴い、農地台帳情報の閲覧などの手数料を新たに定めるものであります。

小布施町立栗ガ丘幼稚園管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、新たな利用者負担額の根拠を小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例とするものであります。なお、平成27年度については従来どおり月額1万1,000円の授業料とする経過措置を設けるものであります。

小布施町立保育所条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、児童福祉法の改正に合わせ、入所児童について保育を必要とする字句の訂正を行うほか、新たな利用者負担額の根拠を小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例とするものであります。

小布施町立保育園附属エンゼルランドセンター条例の一部を改正する条例は、町外利用者について利用料を設けるものであります。具体的には、利用の状況、その他の事情を勘案し

て規則で定めるものとしております。

小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、役場組織改革に伴い、従来の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに名称を変更するものであります。

小布施町介護保険条例の一部を改正する条例は、町の第6期介護保険事業計画に基づいて、平成27年度から平成29年度までの介護保険の保険料を定めるものであります。

小布施町シルバーホン使用料等給付金支給条例を廃止する条例は、独居高齢者の皆さんの緊急通報手段として緊急通報装置の貸与に切りかえて実施しているため、シルバーホンの使用料等に対する給付について定めた条例を廃止するものであります。

次に、予算について、概略のご説明を申し上げます。

平成27年度の一般会計の予算規模は、44億3,300万円で、平成26年度当初予算に比べ5.8%の減となっております。

歳入について申し上げます。

町税のうち、個人町民税につきましては、今年度実績を考慮し、前年度比0.7%、326万4,000円増の4億5,280万4,000円を見込み、法人町民税は税制改正による影響を加味し、前年度比3.1%、117万3,000円減の3,721万8,000円を見込みました。

固定資産税については、3年に一度の評価替えの影響を受け、交付金を含めても前年度比4.6%、2,265万5,000円減の4億7,406万5,000円を見込み、町たばこ税などを加えた町税全体では、前年度比2,030万7,000円減の10億5,020万9,000円を見込みました。

普通交付税は、消費税を含む地方税が増加したことによる基準財政収入額の増加と、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定する新たな費目の計上などを行いつつ、総額の減少を最小限にするという国の地方財政計画に基づき、前年比1.7%、2,700万円減の15億1,700万円を、臨時財政対策債は前年比5%、900万円減の1億1,700万円を見込みました。

特別な行政需要に対して交付される特別交付税は、本年度において地域おこし協力隊に係る経費も含め、現時点で推計で8,500万円を計上しております。

繰入金は、前年度比26.5%、1億1,190万5,000円減の3億1,062万円を計上しました。主なものは財政調整基金繰入金2億1,136万7,000円で、そのうち公会堂耐震改修資金貸付金に7,370万7,000円を、公会堂の耐震補強及び改修工事補助金等に3,480万9,000円を充当しております。その他、大規模建設事業資金積立基金からの繰入金は9,914万4,000円で、認

定こども園化に向けた幼稚園整備工事費に充当をしております。

臨時財政対策債を除く町債は、前年度比37.8%、9,220万円減の1億5,180万円を計上しました。町債の主なものは、道路整備事業債などの建設事業に係るもので、減額の主な原因は、前年に比べ町債を借りかえる額が減少したことによるものであります。臨時財政対策債を合わせた町債の総額は3億2,280万円となります。臨時財政対策債はできるだけその発行を抑える所存であります。

続いて、歳出について申し上げます。

性質別では、人件費は前年比3.1%増の7億5,756万6,000円、扶助費は障害者及び高齢者の介護給付費の増などにより2.2%増の4億9,160万5,000円、公債費は町債の借りかえる額が減少したことにより19.4%減の4億8,794万2,000円となっております。

普通建設事業費は、エンゼルランドセンターの改築が完了したため、前年度比30.6%減の3億4,959万1,000円となっております。幼稚園の整備費に9,914万4,000円、自治会公会堂などの耐震改修費補助に4,194万円、町道の改修、舗装修繕に6,329万円、雨水対策のための水路改良事業に5,852万円などが主な内訳であります。

目的別で前年度との比較を見ますと、議会費は共済費の増額により5.1%の増、総務費は公会堂耐震化の補助貸付基金操り出しなどの減により5.1%の減、民生費はエンゼルランドセンター改築工事の完了により11.8%の減、農林水産事業費は小布施土地改良区ストックマネジメント事業負担金、フラワーセンター整備費などの減により6.3%の減となっております。

土木費は前年度と同額程度の予算計上となり、教育費は認定こども園化に向けた幼稚園整備工事費などの増により12.4%の増となっております。

次に、各特別会計及び水道会計の平成27年度予算を申し上げます。

国民健康保険特別会計は、16億1,349万1,000円。

後期高齢者医療特別会計は、1億2,043万2,000円。

介護保険特別会計は、9億5,869万9,000円。

同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計は、80万円。

下水道事業特別会計は、4億7,555万9,000円。

農業集落排水事業特別会計は、1億8,526万9,000円。

水道事業会計は、収益的支出で2億808万8,000円、資本的支出で1億1,056万7,000円あります。

なお、歳入歳出等の説明は省略させていただきます。

次に、補正予算案についてご説明申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算は、7,337万4,000円を追加し、補正後の予算額を50億7,177万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地域住民生活等緊急支援のための交付金4,568万4,000円、公会堂耐震改修資金貸付基金繰入金6,349万8,000円であります。

歳出の主なものは、大規模建設事業資金積立金6,475万5,000円、定住促進事業費1,249万円、地方版総合戦略策定費1,000万3,000円、福祉灯油購入費助成事業費160万円、障害者福祉事業費1,246万1,000円、プレミアム商品券発行補助金430万円、道路除雪費1,000万円、水路改良事業費500万円、住宅リフォーム等促進事業費1,645万8,000円、体育館修繕工事693万4,000円であります。

平成26年度国民健康保険特別会計補正予算は、449万2,000円を追加し、補正後の予算額を14億1,577万8,000円とするものであります。

平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、1,000円を追加し、補正後の予算額を1億2,000万3,000円とするものであります。

平成26年度介護保険特別会計補正予算は、321万2,000円を追加し、補正後の予算額を9億6,284万5,000円とするものであります。

平成26年度下水道事業特別会計補正予算は、310万9,000円を減額し、補正後の予算額を4億5,996万5,000円とするものであります。

平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、4,779万3,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,071万4,000円とするものであります。

なお、一般会計補正予算につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る事業費を含め、幾つかの事業費について繰越明許費としております。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更は、平成27年4月1日に中信地域町村交通災害共済事務組合が長野県町村公平委員会に加入するとともに、北信地域町村交通災害共済事務組合が東北信市町村交通災害共済事務組合に名称変更をするため、規約の変更を行うものでございます。

以上、私の町政運営の基本方針と平成27年度予算案を初めとする議案についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていた

できます。

なお、会議最終日に人事案件の追加提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（関谷明生君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11月会議で採択されました手話言語法制定を求める意見書、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書及び介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については、内閣総理大臣を初め関係機関へ意見書を送付しましたので、ご承知を願います。

次に、今会議において説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関谷明生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

6番 富岡信男 議員

7番 山岸裕始 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（関谷明生君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

川上議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上健一君登壇〕

○議会運営委員長（川上健一君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

平成27年3月会議の運営につきまして、2月23日に議会運営委員会を開催いたしました。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日から3月20日までの19日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。平成27年3月会議の審議期間につきましては、委員長報告のとおり本日から3月20日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、平成27年3月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第76号～議案第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第3、議案第76号から日程第6、議案第79号までは条例の新設に関する議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第76号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

田中行政経営部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第76号についての説明が終わりました。

続いて、議案第77号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

富岡教育部門推進幹。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第77号についての説明が終わりました。

続いて、議案第78号及び議案第79号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

竹内健康福祉部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第78号及び議案第79号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号から議案第79号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号から議案第79号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第80号～議案第92号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第7、議案第80号から日程第19、議案第92号までは条例の一部改正に関する議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第80号から議案第86号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

田中行政経営部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第80号から議案第86号までの説明が終わりました。

続いて、議案第87号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

八代地域創生部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第87号についての説明が終わりました。

続いて、議案第88号から議案第90号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

富岡教育部門推進幹。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第88号から議案第90号までについての説明が終わりました。

続いて、議案第91号及び議案第92号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

竹内健康福祉部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第91号及び議案第92号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号から議案第92号までについては、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号から議案第92号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第20、議案第93号 小布施町シルバーホン使用料等給付金支給条例を廃止する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

竹内健康福祉部門総括参事。

[提案理由説明]

○議長（関谷明生君） 以上で議案第93号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第93号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常

任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置

○議長（関谷明生君） 日程第21、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算及び議案第95号から議案第101号までの平成27年度小布施町特別会計予算について、慎重審議を期すため、この際、議長を除く13名をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎予算特別委員会委員の選任

○議長（関谷明生君） 日程第22、予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、

原 勝 巳 議員	小 林 一 広 議員	渡 辺 高 議員
小 西 和 実 議員	小 林 茂 議員	富 岡 信 男 議員
山 岸 裕 始 議員	川 上 健 一 議員	大 島 孝 司 議員
小 湊 晃 議員	渡 辺 建 次 議員	関 悦 子 議員
小 林 正 子 議員		

以上、13名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（関谷明生君） 再開いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

教育部門総括参事、池田清人君から都合により欠席する旨の届け出、行政経営部門グループリーダー、山崎博雄君から遅刻する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第23、議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中行政経営部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第94号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第94号は、予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第95号～議案第101号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第24、議案第95号から日程第30、議案第101号までは特別会計予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第95号から議案第97号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

竹内健康福祉部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第95号から議案第97号までについての説明が終わりました。

続いて、議案第98号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

富岡教育部門推進幹。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第98号についての説明が終わりました。

続いて、議案第99号から議案第101号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

八代地域創生部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第99号から議案第101号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号から議案第101号までを、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第95号から議案第101号までを予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第31、議案第102号 平成26年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中行政経営部門総括参事。

[提案理由説明]

○議長（関谷明生君） 以上で議案第102号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第102号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業

常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第103号～議案第107号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第32、議案第103号から日程第36、議案第107号までは特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第103号から議案第105号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

竹内健康福祉部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第103号から議案第105号までについての説明が終わりました。

続いて、議案第106号及び議案第107号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

八代地域創生部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第106号及び議案第107号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第103号から議案第107号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

〔行政経営部門グループリーダー 山崎博雄君出席〕

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関谷明生君） 日程第37、議案第108号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中行政経営部門総括参事。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で議案第108号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第108号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎発委第13号及び発委第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第38、発委第13号及び日程第39、発委第14号は議会の運営に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

川上議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上健一君登壇〕

○議会運営委員長（川上健一君） 発委第13号 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由。小布施町役場組織機構改革及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

詳細は別紙のとおりです。

引き続き、発委第14号 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

詳細は別紙のとおりです。

以上です。

○議長（関谷明生君） 以上で発委第13号及び発委第14号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

初めに、発委第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、発委第13号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、発委第14号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（事件）

○議長（関谷明生君） 日程第40、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会における所管事務調査の結果について、政策立案常任委員長の報告を求めます。

小林政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小林 茂君登壇]

○政策立案常任委員長（小林 茂君） 委員会調査報告。

政策立案の申し出があった事件は、調査の結果、次の意見をつけて決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

番号1番、太陽光パネルの設置に対し、景観を損ねないような基準の設置を。申出者、議会広報常任委員長、原 勝巳。調査の結果、不採択。現行の条例で対応が可能であり、なお、町においては条例に基づいて指導、助言等を徹底されるよう要望いたします。

番号2番、小布施町の人口増・定住促進。申出者、議会広報常任委員長、原 勝巳。調査の結果、採択。政策立案常任委員会で調査を進めるものとします。

3番、本人通知制度の導入について。申出者、議会運営委員長、川上健一。調査の結果、採択。政策立案常任委員会で調査を今後進めるものとする。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関谷明生君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長がともにいないときは議長が委員会の招集日時、場所を定めて互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分